

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和5年分)

(単位:円)

業 種 目		番 号	内 容	B 〔配当 金額〕	C 〔利益 金額〕	D 〔簿価 純資産価 額〕	A (株価)				
大 分 類	中 分 類						小 分 類	令 4 平	和 年 均	4 年 11月分	4 年 12月分
<b>(製造業)</b>											
生産用機械器具製造業		35		6.2	42	289	390	393	391		
	金属加工機械製造業	36	金属工作機械、金属加工機械、金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品（金型を除く）及び機械工具（粉末や金業を除く）の製造を行うもの	5.1	30	275	261	248	243		
	その他の生産用機械器具製造業	37	生産用機械器具製造業のうち、36に該当するもの以外のもの	6.6	45	293	429	437	435		
業務用機械器具製造業		38	業務用及びサービスの生産に供される機械器具の製造を行うもの	6.1	32	286	319	326	319		
電子部品・デバイス・電子回路製造業		39		4.7	41	269	326	341	328		
	電子部品製造業	40	抵抗器、コンデンサ、変成器及び複合部品の製造、音響部品、磁気ヘッド及び小形モータの製造並びにコネクタ、スイッチ及びリレーの製造を行うもの	6.1	46	366	398	436	412		
	電子回路製造業	41	電子回路基板及び電子回路実装基板の製造を行うもの	1.8	23	142	157	163	156		
	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	42	電子部品・デバイス・電子回路製造業のうち、40及び41に該当するもの以外のもの	4.9	44	258	344	349	340		

(注) 「A (株価)」は、業種目ごとに令和5年分の標本会社の株価を基に計算しているため、標本会社が令和4年分のものとは異なる業種目などについては、令和4年11月分及び12月分の金額は、令和4年分の評価に適用する令和4年11月分及び12月分の金額とは異なることに留意してください。また、令和4年平均及び課税時期の属する月以前2年間の平均株価についても、令和5年分の標本会社を基に計算しています。

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和5年分)

(単位:円)

業 種 目		A (株価) 【上段：各月の株価、下段：課税時期の属する月以前2年間の平均株価】																
大 分 類	中 分 類	小 分 類	番 号	令 和	2 月 分	3 月 分	4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分			
				5 年														
				1 月 分														
<b>(製造業)</b>																		
生産用機械器具製造業		35	393 399	410 399	417 400	409 400												
金属加工機械製造業		36	243 282	255 281	258 279	257 276												
その他の生産用機械器具製造業		37	439 434	457 436	466 437	455 438												
業務用機械器具製造業		38	312 332	326 331	335 331	341 332												
電子部品・デバイス・電子回路製造業		39	325 329	341 329	350 330	345 331												
電子部品製造業		40	402 402	420 401	427 401	420 400												
電子回路製造業		41	155 153	161 154	165 156	165 156												
その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業		42	340 349	359 350	370 352	365 353												